

区民の声の公表（令和7年4月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区への回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
太陽光発電助成金について	今年の工口住宅補助金ですが、4月1日以降(工事日や納品日)となっており、去年の早期終了後の11月～3月に工事した人には、補助金が出ないとなっています。差別ではないですか？他の区や去年の世田谷区そのへんフォローしたのに…。(11月～3月しか工事出来ない人とかもいます。)	工口住宅補助金については、毎年度予算を確保し、その予算の範囲内で補助金支給を行っています。令和6年度の工口住宅補助金につきましては、特別な対応として、遡り申請を可としておりましたが、これは令和5年度の当初予算をすべて執行したのち補正予算措置ができなかったことから、令和6年度当初予算を大幅に増額し、令和5年度中に工事を行ったものも対象としたものです。令和6年度の予算は、遡り分も含め前年度の倍以上の当初予算を編成しましたが、想定を上回る申請があり、補正予算措置を行ったものの、その予算も10月で全額執行し、補助事業を終了させるを得なくなりました。このような状況を受けて、近年の省エネや再エネに対する関心の高さや国及び東京都などの支援策もふまえ、区としてより効果的な事業を実施していくため、令和7年度より工口住宅補助金の制度を大幅に変更し、新たな補助制度としてスタートしたところです。ルールの変更などにより、補助金の空白期間が生じてしまうことについては、誠に申し訳ありませんが、ご理解のほど、何卒よろしくご願ひ申し上げます。	環境政策部 気候危機対策課	TEL 03-6432-7140 FAX 03-6432-7981	令和7年4月1日	
大蔵3丁目の大蔵遺跡について	2025/2/5に大蔵遺跡の遺跡見学会に参加しました。調査面積10,525㎡で旧石器時代の黒曜石や水晶、竪穴式住居や土坑墓も見せていただきました。この場所は国分寺産線上にあり、真下の崖下では湧水があふれ出ています。東京都埋蔵文化センターの発掘調査は2025年7月までで、その後は大蔵住宅第2期建て替え工事が始まる予定です。2/5の見学会は区の広報誌でのお知らせも無く、参加者は300人強だったらしいです。後でお話したら、知らなかった区民が多かった様です。ぜひ、もっと多くの区民に見てほしい遺跡です。早速として、この1度見学会を実施してほしい。そのお知らせを区の広報誌に掲載してほしい。	現在実施されている発掘調査は、大蔵団地の建替えに伴い東京都埋蔵文化センターが調査主体となり、世田谷区もオブザーバーとして調査に協力しております。2月5日の見学会は、東京都埋蔵文化センターが、事業者である東京都住宅供給会社のご了承のもと開催しました。再度の見学会開催ですが、今回の発掘調査は7月までの予定で、調査主体に見学会開催の可能性について確認したところ、調査終了までの間に開催することはスケジュール上困難とのことでした。大蔵団地の建替工事は今後も継続し、その際にも発掘調査を実施することが想定されますので、次期発掘調査の際にも現場見学会を開催していただけるよう、事業者及び調査主体に働きかけてまいります。また、見学会開催の「区のお知らせ」での周知につきましては、編集スケジュールや事業者及び調査主体との調整が必要となるため、現時点で掲載をお約束することはできませんが、できる限り多くの皆様に発掘調査を見学いただけるよう、次期発掘調査に向け、関係機関との協議、調整に努めてまいります。	教育政策・生涯学習部 生涯学習課	TEL 03-3429-4264 FAX 03-3429-4267	令和7年4月2日	
带状疱疹の予防接種について	区のお知らせで、带状疱疹の予防接種の記事を読みました。私は現在65歳です。今回の記事を見ると、私は定期接種は70歳になるまで対象にならず、また任意接種の助成の対象にもならないようです。かかりつけ医からは、先月の受診の際に任意接種は助成があるので、リスクを考えると接種を勧めるところでした。2025年度、65歳の方が制度の狭間に置かれたように見えますが、間違いはないか教えていただけたとありがたいです。	令和7年度から実施の带状疱疹定期予防接種における対象者は以下のとおりです。 ・令和8年3月31日時点で65歳の方 ・接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方 ・5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方、101歳以上の方 ※101歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象 また、定期接種の対象とならない方や定期接種の期間外に接種を希望する方については任意接種となり、自費で接種を受けていただくこととなりますが、任意接種の費用助成については、東京都の補助を活用して実施しており、定期接種化後は令和7年度に限り50～64歳の方を対象に都が補助を行うとされているため、区としても、それに合わせて助成を継続しています。令和7年度定期接種及び任意接種の助成対象ではない方については、大変恐れ入りますが、定期接種で接種対象となるのをお待ちいただくか、自費で任意接種を受けていただくかのいずれかとなります。	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区予防接種コールセンター TEL 03-5432-2306	令和7年4月2日	
妊婦のための支援給付について	このたび第3子を妊娠したので、「世田谷区出産子育て応援ギフト・妊婦支援給付金申請ポータル」より、妊娠期の給付金の申請を行っていただくが使いづらく、妊娠期の体調不良の中で申請するにはハードルが高いので、2点改善していただきたい。 ■メールアドレスなどアカウントの情報を更新できるようにしてほしい。上の子のおとき、妊娠期は私が、出産後の子育て応援ギフトは夫が申請をした。そのためアカウントが2つある状況なので、家族で一元管理をするために統合したい。問い合わせたところ、制度が変わって今回から妊娠も子育て時も同じアカウントからでしか申請ができないとのこと。それであれば、私側のアカウントを夫も使えるようにメールアドレスなどを変更できるシステムにしてください。 ■マイナポータルと情報連携してほしい マイナポータル側で、公金受取口座の登録をしているが、今回申請画面で、わざわざ銀行口座を登録する必要があった。妊娠期の給付金も「公金」に該当すると思うので、マイナンバーカードで認証すれば登録済の銀行口座に入金されるようにしてほしい。	従前の制度である、世田谷区出産・子育て応援ギフトにつきましては、出産応援ギフトは妊娠届出を提出された妊婦ご本人、子育て応援ギフトは出生した子どもを養育する方が申請対象者となっております。この度、新たに開始いたしました妊婦支援給付金につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い1回目給付、2回目給付どちらも妊婦ご本人のみが申請対象者となります。ポータルサイトのアカウントのご利用をご登録されたご本人のみとさせていただきます。ご夫婦1つのアカウントをご利用いただくことができます。ご希望に沿うことができます申し訳ございませんが、何卒ご了承ください。 公金受取口座の利用につきましては、口座の照合作業等に課題があり、現在は導入に至っておらず、申請時に口座情報をご入力いただいております。ご指摘いただきましたとおり、日々様々な申請手続きのオンライン化が進む中、マイナポータルとの円滑な情報連携が課題であると認識しております。上記課題の改善に向け、引き続き検討を進めて参ります。	世田谷保健所 健康推進課	TEL 03-5432-2446 FAX 03-5432-3102	令和7年4月4日	
ごみの回収業者について	アパートの通路にごみのネットを放り出すのをやめてほしいです。ネットに足が引っかかって危いです。怪我したら責任取れるのですか？危険だし、不愉快なので至急改善してほしいです。	防鳥ネットは、4世帯以上が利用するごみ集積所で、適切に管理していただけることを条件に助成しています。収集にあたる職員は、収集後にネットが道路交通の妨げにならないよう敷地内などに寄せています。ご指摘の場所については、できるだけ端に寄せるよう指示しましたので、収集後のネットは引き続き皆様の協力で管理いただくようお願いいたします。	清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所	TEL 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	令和7年4月7日	
下北沢駅近くの喫煙所設置について	駅近くに住む者です。先月、駅を出てすぐ近くにとても大きな喫煙所が新たに設置されました。壁で仕切っただけ屋根もなく、煙草の煙が辺りに流れていきそうな作りに見えます。その場所は街の中心地であり、住民も大勢往來する道ですので、そのような場所に喫煙所を設置すること、また私自身が妊娠中のため、とても困惑しています。また開放されていませんが、今後はその道を避けなければなりません。すでに設置されていますが、今から見直して頂けないでしょうか？また、駅周辺は夕方になると路上喫煙する人が大勢います。世田谷区は路上喫煙は禁止されていることをもっと注意喚起して頂きたいです。	お問い合わせいただきました喫煙所は、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て、ポヤの発生などの地域の課題を解決するため、しめきた商店街振興組合が近隣の商店街・町会の意見を集約して設置するものです。喫煙をされない方への影響等を十分に考慮するよう設置者に伝えてまいります。また、駅周辺の路上喫煙につきましては、喫煙は指定された喫煙所で正しく利用することを巡回指導員の配置や掲示物の設置等含め、引き続き対応してまいります。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和7年4月7日	
公園が少ない	自分の住んでいる地域に公園が少ない。子どものことを考え、小さな公園をもっと増やして欲しい。少子化のいま、もっと子育て応援して欲しい。公園は子どもたちに必須。	区では、「世田谷区みどりの基本計画」において、区政100周年を迎える2032年に区内のみどり率を33%にする「せたがやみどり33」を目標に掲げ、移となる魅力あるみどりを創出し、地域特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地の整備に取り組んでおります。公園緑地の配置につきましては、「世田谷区みどりの基本計画」に定める「公園緑地の配置・整備方針」に基づき、公園緑地整備を進めることとしています。引き続き、公園緑地に適した土地取得の機会を捉え、公園整備を推進してまいります。	みどり33推進担当 部公園整備活用推進課	TEL 03-6432-7903 FAX 03-6432-7989	令和7年4月8日	
小学校の入学セット	小学校の入学セットに色鉛筆、クレヨンが入っており、後で集金があるそうなのですが、上記は保育園でも買いましたし、いろいろな方から貰いがちで家に大量にあるため、今後は希望者のみの販売にできないでしょうか。持参品は品質的に問題があるようでしたら、いくつか推奨メーカーを提示していただければと思います。	区立小学校の授業で使用する物品につきましては、学校ごとに指定品を定めており、保護者向けのお便り等でご案内しています。授業で使用するのに支障がないことを確認のうえ、指定品に類似したご家庭をお持ちの物品の使用を認めている場合もありますので、指定品以外の物品の使用につきましては、直接お子様が通学されている学校にご相談くださいますようお願いいたします。	教育委員会事務局 指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和7年4月9日	
ぐるりんバスについて	ぐるりんバスの開通以来ずっと利用させていただいております。駅から教室まで徒歩18分くらいなので、高齢者の方はほとんどバスを利用しています。教室の始まり時間にちょうど良い駅発9時～10時台が、間引き運転になって大変困っております。このままでは通うのを諦めてしまう方が増えてしまい、死生問題です。高齢者の福祉の観点からも当教室のような場所は不可欠だと思います。生徒さんは、駅まで電車で来て、駅前で購入した物などをして帰ります。世田谷区にとってもお客様です。駅前発、朝の9時～10時台を以前のように戻して下さいますようお願いいたします。	路線バスを運行するバス事業者の状況については、乗務員の高齢化や、なり手不足に加え、令和6年4月からスタートした運輸業での時間外労働の上限規制、いわゆる2024年問題によって、従来からの乗務員不足に拍車がかかり、路線を維持するために必要な乗務員が確保できず、今後も改善の見通しが立っていない状況です。このような要因により、「せたがやぐるりんバス」においても、苦渋の選択により、ダイヤ改正に至ったと、運行する小田急バス株式会社からお聞きしております。区といたしましても、せたがやぐるりんバスは、地域の皆様に親しまれ、移動手段のない地域の高齢者をはじめ多くの方々に利用されて、愛されているコミュニティバスとして運行してきており、この度の減便については、地域住民の日常生活に大きな影響を与える可能性があり、この事態を重く受け止めております。今回いただきましたご要望につきましては、バス事業者に伝え、区及びバス事業者と共に検討してまいります。	道路・交通計画部 交通政策課	TEL 03-6432-7946 FAX 03-6432-7991	令和7年4月10日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
朝学童の対応依頼	小学校の玄関が開く時間が8時5分からということで、出社時間に間に合いません。いわゆる「小1の壁」に悩まされています。例えば江東区では7時台から玄関が開いており、朝学童も実施しているそうです。世田谷区は東京都では西の方にあり、東京駅方面へ出勤すると比較的時間がかかります。ぜひご検討をお願いしたいです。	世田谷区の新BOP学童クラブは、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として運営をしており、小学校の放課後に、ご家庭で保護・育成にあたることができない世帯のお子様の育成支援を行うことを基本としております。利用時間につきましては、通常(学校運営日の平日)、放課後から18時15分まで(19時まで延長利用可)、学校休業日は8時15分から運営開始としており、この時間帯を主として、職員配置等の運営体制を整えております。このことから、現時点では、早朝の学童クラブの実施については予定してございませんが、世田谷区では、登校時間よりも前の7時45分に小学校の門を開き、児童を教育委員会の配置したスタッフが見守る事業を、令和7年度からモデル校2校にて開始する予定で、準備を進めております。学童クラブのように児童をお預かりする場ではありませんが、校舎に入ることのできるまでの時間帯は、校庭の一部や昇降口等、各校のルールに準じて、児童が安全に待機できるような見守りを行います。令和7年度はモデル校2校での開始となりますが、事業の実施状況や検証を踏まえながら、順次、実施対象校を広げてまいります。	(学童クラブに関すること) 子ども・若者部 児童課 (登校時間前の見守りに関すること) 学校教育部 地域学校連携課	TEL 03-5432-2317 FAX 03-5432-3016 TEL 03-5432-2739 FAX 03-5432-3025	令和7年4月16日	
図書館の設置(北沢地域の北部)	北沢地域(北部)に図書館が少なく不便を感じています。明大前駅付近に図書館の設置を希望しています。図書館カウンターでもかまいません。乗り換えの多い明大前駅付近にあると便利だなとも思っております。	世田谷区では、地域図書館や地域図書室を概ね半径1km・徒歩15分圏内に設置しておりますが、これらの施設を補充するために、区内でも乗降客数が多い下北沢駅、三軒茶屋駅、二子玉川駅には予約資料の受け取りができる図書館カウンターを設置しています。また、昨年度からは下北沢駅に開館時間外にも資料受け取り可能な図書館ブックボックスを設置するなど、利便性向上に取り組んでいるところであります。しかしながら、区内でもいくつかの地域では、近くに図書館施設がなく不便をおかけしておりますので、いただいたご意見は更なる利便性向上の取組みの検討において、参考とさせていただきます。なお、現在改築工事中の梅丘図書館は、令和8年2月にリニューアルオープンし、1階の正面入口だけでなく羽根木公園から直接ブリックで3階からも入館できるようアクセスを改善する予定です。また、インターネット予約可能な多くの閲覧席やカフェエリアを設けるなど、新たなサービスも実施してまいりますので、ぜひご利用いただければ幸いです。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	TEL 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和7年4月17日	
子ども向けスポーツ教室の実施について	区では様々な子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施していますが、開催地区が非常に偏っており、世田谷地区(池尻・三宿・三軒茶屋周辺)で開催するものがほとんどありません。この地区に居住する子供も気軽にスポーツが楽しめるように、開催地区に偏りが出すぎないよう配慮していただきたいです。	世田谷区公益財団法人スポーツ振興財団(以下「財団」という)は区立大蔵運動場・大蔵第二運動場を主な実施場所として事業を実施しておりますが、区民の皆様が身近な地域でスポーツ活動に参加できるよう、各地域での事業実施にも取り組んでおります。区の「スポーツ推進計画」及び財団の「スポーツビジョン」に基づき、区内の限りある施設を有効活用しながら、区内大学や地域団体、民間企業等との連携を図り、区民の皆様が身近な地域でスポーツに親しめる機会をご提供できるよう調整を行い、実施して行く予定で、区も連携し、会場の確保に努めてまいります。現在、世田谷地域においては、世田谷公園や日本大学三軒茶屋キャンパス等を活用させていただき、子ども向けの事業を展開しており、財団が主催する事業につきましては、財団のHP若しくは、毎月25日発行の文化・スポーツ情報ガイド等にて周知しておりますので、誠に恐縮ですが随時ご確認いただけますようお願いいたします。	スポーツ推進部 スポーツ推進課	TEL 03-5432-2742 FAX 03-5432-3080	令和7年4月21日	
世田谷区立保育園の教育についての要望	近年は幼稚園より保育園に通う児童が多い為、保育園の教育に力を入れ未来を担う子ども達に投資頂きたく思っています。また、区立と私立では教育内容に大きな差があるように見えます。世田谷区立の保育園でも、ネイティブティーチャーによる英会話を週1回取り入れることを検討頂きたいです。その他習字や音楽の教育も含め、拡充をお願いしたいです。	保育施設においては、保育所保育指針が平成30年に改定され、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との整合性を図っており、3歳以上の教育・保育の内容・カリキュラムは同じものになっています。区立保育園においては、子どもの姿に即して、全園・各クラスで指導計画を立案し、生活や遊びの中で様々な経験を日々積み重ねて学びが得られるよう保育を実践しています。この度、世田谷区の保育の根幹となる「世田谷区保育の質ガイドライン」を改訂し、子どもたちの心や身体の成長を、生活と遊び(学び)を通して保障する養護と教育が一体となった保育を進めてまいります。今後も「遊び(学び)への芽生え」を乳児期から育む保育実践に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。	子ども・若者部 保育課	TEL 03-6453-4837 FAX 03-6543-4856	令和7年4月21日	
産後ケア施設利用申込時の予約方法について	現在、産後ケア施設を利用したい際は事前に利用登録申請をして、その後電話で利用申込をする流れになっています。ただ、産後に電話をするのはとてもハードルが高いので、インターネットやLINEで利用申込ができるようにしていただけないでしょうか。産後うつになられてる方などは、電話する余裕がないと思います。せっかくの支援が行き渡らない可能性がありますので、ご検討いただけないでしょうか。無事利用できることになった後も「決定電話」「食事アレルギー確認電話」「前日の体調確認電話」と育児中に電話ばかりかかってきます。私は毎回折り返すことになりました。職員の方の手間も増えていると思います。	このたびは、世田谷区産後ケア事業へご意見をいただきまして誠にありがとうございます。また、ご利用手続きについてご不便をおかけして申し訳ございません。世田谷区といたしましても、利用手続きの利便性向上が必要であると認識しており、現在、利用登録申請、利用申込、抽選結果連絡等のオンライン化を検討しております。いただきましたご意見を参考とさせていただきます。今後も皆様にご利用しやすいように事業の運営に取り組んで参ります。	子ども・若者部 児童相談支援課	TEL 03-6304-7731 FAX 03-6304-7786	令和7年4月24日	
家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の創設	総務省の統計データによれば、家庭ごみのうち生ごみが占める割合は約38%となっている。生ごみを減らすことは、可燃ごみを減らすことにもつながり、清掃工場における焼却への影響も低減できるものと見られる。生ごみ処理機は、生ごみの乾燥や堆肥化により、生ごみの削減に効果的であること等から、当該機器の購入に補助金を出す自治体があるところ、世田谷区はこうした補助金制度を設けていない。ぜひ創設を検討してほしい。	区では平成5年度に生ごみコンポスト化容器の斡旋、平成11年度からは家庭用生ごみ処理機購入費の補助を開始し、生ごみ削減に向けて取り組んでまいりました。しかし、生ごみ処理機の申請件数の減少や堆肥の活用先がないこと等から平成24年度に補助を終了し、代わりに生ごみ削減に関する情報発信や生ごみ堆肥作りの講習会の実施等を行っています。また、世田谷区清掃・リサイクル審議会で外部委員より「電気を使用している生ごみの減量には環境に負担がかかる」との意見もありました。今後は、他自治体の助成制度に関するアンケートや生ごみ処理機の利用状況等を検証し、効果的な生ごみ減量方法を検討してまいります。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和7年4月25日	
身体障害者のタクシー券について	福祉タクシー券は100円券が多く非常に使いづらい。迎車料金を含めると100円以上となり、500円券から使うため、100円券ばかり残ってしまううえ、タクシーのドライバーも1枚1枚処理が必要で枚数が多いと受け取りを嫌がられる。東京都の他の行政区のタクシー券の配布状況を調べたが、このように100円券を多く出しているのは世田谷区だけだった。本年度のタクシー券は配布済みのため、来年度より変更をお願いしたい。	福祉タクシー券は一般のタクシーだけでなく、介護タクシーや福祉有償運送でも利用できます。それぞれの事業者で料金体系が異なっており、また福祉タクシー券はおつりが出ない仕組みのため、少額の100円券を配布させていただいているところです。福祉タクシー券については、100円券を減らし500円券を増やすことなども含め、取扱いについて検討してまいります。	障害福祉部 障害者地域生活課	TEL 03-5432-2418 FAX 03-5432-3021	令和7年4月25日	
資源プラスチックの回収要望	プラスチックを資源として回収していただきたいです。新宿区に親が住んでいますが、容器包装プラスチック、製品プラスチックともに資源として回収されています。世界的にプラスチックごみが大きな問題となっている昨今、燃えるゴミとしてプラスチックを捨てなければいけないことに、とても大きな心的負担を感じながら暮らしています。ぜひ地球の未来のため、前向きにご検討ください。	現在、世田谷区では、プラスチックの資源循環の促進等をはじめ、環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指しています。プラスチック分別収集の実現に際し、資源の受け入れ先事業者の不足や、収集車両が排出する二酸化炭素による環境負荷、収集に要する多大な費用への財源の確保など課題も多いため、プラスチック排出抑制への取り組みも併せて検討を進めてまいります。なお、ペットボトルや白色発泡レインについては、一部公共施設で資源回収BOXを設置しており、生鮮食品、加工食品用の透明プラスチック容器や色・柄付き発泡レインについては、一部公共施設での回収員手渡し回収を実施しております。その他に、スーパーマーケットなどの店舗での自主的な資源回収を実施しておりますので、ご利用ください。詳細については、関連情報(資源の出し方)より区ホームページをご覧ください。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和7年4月27日	資源の出し方